

## 議案第64号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し  
ないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育  
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ  
の他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係  
る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要  
な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保  
が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え  
る。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精  
神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場

合」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。